（別冊1）

仕様書

日本貿易振興機構
総務部人事課

1 案件名　横浜貿易情報センター①

2 就業場所　〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル
横浜貿易情報センター

3 部署業務内容　輸出/海外進出支援各種事業補助、貿易投資相談業務補助、その他貿易投資関連業務補助、所内庶務一般

4 業務内容　①輸出/海外進出支援各種事業補助、貿易投資相談業務補助、その他貿易投資関連業務補助
・ジェトロ・ビジネスサポートサービス（BSS）申請、問い合わせ、連絡調整文書作成補助
・各種フォーム・メール文書作成補助
・データ入力、作表、プレゼンテーション資料作成等の補助
・セミナー・イベント等の連絡調整、アンケート結果集計および加工・入力業務
・県内企業展示会出展記録作成
・その他資料作成

②所内庶務一般
・電話応対、来客応対
・経理処理補助　経理データ作成、消耗品・備品・書籍等購入手続き、グリーン購入調達リスト作成、名刺申請、物品管理補助
・メール、FAX等文書振り分け、各種文書受付、ファイリング、文書管理補助
・報告書作成入力補助、年間計画表等各種資料作成補助
・メンバーズ管理補助

募集人数:　1　名
出張の有無:　無
残業:　法定内　120　時間程度見込まれる（契約期間内合計）
法定外　0　時間程度見込まれる（契約期間内合計）

5 派遣契約期間　2017年4月3日　～　2018年3月31日
※本契約終了後の契約更新なし
※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月予定。
当初契約期間終了後の個別契約期間に ついては、別途協議のうえ定める。

6 勤務時間　9:00 ～ 17:00
（休憩・休日）休憩:12:00～13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日
（勤務曜日）月火水木金

7 派遣元の要件
①競争参加資格を満たし、かつ「8 派遣職員の必須要件」を満たす人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること
②派遣する人材は、信頼に足る人物であり、自社からの派遣実績があることが望ましい
③契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること
④派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること
⑤ トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること
⑥弊機構の指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと（派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容について弊機構への報告は3カ月に1回程度、など）
⑦すべての契約手続き、請求手続きに不備のないこと

8 派遣職員の必須要件

①社会人としての基礎を身につけていること
・職員（嘱託員・派遣職員を含む）と協調して業務を遂行できること
・業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができること
・機密情報、個人情報の取り扱いを理解し、適切な対応ができること
・理由のない欠勤、遅刻がないこと
・スムーズで丁寧な電話応対ができること、電話応対を厭わないこと
・周りに不快感を与えない身だしなみであること
・本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと

②官公庁・企業等での勤務経験が継続して5年以上あること
③過去に本人の技能やコンピテンシーに帰する理由により、契約を打ち切られた経験がないこと
④データ取り扱いについて迅速・正確性を有すること、また企業情報保護の配慮ができること
⑤データの整理、書類整理・整頓が丁寧かつきちんとでき、的確にリクエストに対応できること
⑥業務等の指示には即対応し、納期を守ること

OAスキル：	WORD	新規文書作成、編集、宛名ラベル差込印刷、画像貼付
	EXCEL	データ入力・編集、表・グラフ作成、四則演算、オートフィルタ、ピボットテーブル、関数
	PowerPoint	プレゼンテーション資料の作成、フロー図の作成
	Access	既存DBへのデータ入力、既存クエリー・レポートの修正
	その他	共有フォルダの整理・整頓、ジェトロ独自のDB入力も発生するので柔軟に対応できる能力
英語スキル：	レベル	TOEIC600点程度
	使用内容	英文書類の内容確認
	使用頻度	それほど高くない

9 その他の要望

細かい作業が多く、自己判断を求められるものもある。いずれもそれを厭わず対応できる方
積極的に業務に取り組み、かつ、きちんと報告連絡相談ができる方
企業や個人情報の漏洩がないように常に細心の注意を払うことができる方

10 職場の環境

①管理職1名、所員3名、常勤嘱託員4名、非常勤嘱託員2名、派遣職員10名
②主に担当所員が業務に関する説明、指示を行う

11 その他

①代替人員の確保
派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、ジェトロの求めに応じて派遣元が責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。

②派遣労働者の交代
派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。
また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。

以　上